

2021年1月16日

会員各位

一般社団法人兵庫県社会福祉士会  
会長 谷口 弘

新型コロナウイルスに伴う緊急事態宣言（1月13日）を踏まえた活動方針について  
（1月16日）（5）

兵庫県社会福祉士会（以下、「本会」という）は、2020年6月27日に「新型コロナウイルス感染防止策を踏まえた今後の活動方針（6月27日）について（4）」を発出したが、その後、2021年1月9日に兵庫県は京都府及び大阪府とともに国に対して緊急事態措置実施区域への追加を要請し、1月13日から2月7日までの約一ヶ月間、外出自粛やイベント開催要件の見直し、テレワークの推進などの徹底が求められることになった。

これらの状況を踏まえ、本会においても会員及び県民に対する感染防止に協力する必要があることから、本会の各活動について当面の間、以下のように対応することとする。

#### ◎基本的な考え方

本会は毎年多くの研修等を社会福祉士等へ提供している。このような状況下においても、専門職としての必要な「学び」を止めないことを基本とする。そして、引き続き感染防止を優先し、本会が開催する研修・イベント・会議については、積極的にオンラインを活用するとともに、適切な感染予防策を講じた上で、集合研修や集合形式による会合等を可能とする。

また、私たち社会福祉士がこの状況の中、求められる行動の指針として、日本社会福祉士会「新型コロナウイルス感染症に対する社会的弱者への支援について」が示されている。これに基づいて実践することが求められるので参照されたい。

[https://www.jacsw.or.jp/05\\_seisakuteigen/files/020/0200401.pdf](https://www.jacsw.or.jp/05_seisakuteigen/files/020/0200401.pdf)

#### ◎福祉専門職たる社会福祉士の会員へのお願い

- 緊急事態宣言の趣旨を鑑み、各自が適切な行動を心がけるとともに不要不急の出張（特に緊急事態宣言の対象区域への移動）は自粛する。
- 業務の都合によりやむを得ず出張する場合、出張先での会食は人数の多少に関わらず厳に慎むこと。
- 日常生活においても不要不急の外出は自粛し、会食等や20時以降の外出を控えること。

#### 1) 各研修、地区ブロック総会、イベント等について

1月13日～緊急事態宣言が解除されるまでの期間に本会及び地区ブロックが主催する集合型での各研修、イベント等については、延期または中止するとともに、実施する場合はオンラインでのみ開催する。

緊急事態宣言解除後の各研修等については、引き続き、オンラインでの開催を推奨するが、集合研修を行う場合は、適切な感染防止策を講じた上で実施すること。なお、予算管理については留意して実施すること。

#### (適切な感染防止策)

- ① 定員は会場規模の1/2以下とするとともに、演習（参加者同士による対話等を含む）をとまなう場合は、会場規模の1/3以下を定員とする。
- ② 社会的距離（原則2m、最低1m）を確保する。
- ③ 定期的に換気を行う。（1時間に1回程度）
- ④ 発熱の検温（37.5度以上の場合は、研修参加不可）
- ⑤ マスク着用等の咳エチケットおよび消毒液の配置
- ⑥ 参加者名簿の提出

#### (具体的な措置)

下記の研修等については、集合せずZoomを用いたオンラインのみで実施する。

1月30日（土）「成年後見活動における意思決定支援の実践に向けて」

3月27日（土） 予算総会及び記念講演

#### 2) 理事会および理事委員長会議について

理事会および理事委員長会は引き続きオンライン会議にて開催する。

#### 3) 各委員会、地区ブロック役員会等の会議について

各委員会、地区ブロック役員会等の会議については、オンライン会議を推奨するが、緊急事態宣言解除以降は、適切な感染防止策を講じた上で集合形式にて開催することができる。

#### 4) 受託事業について

各種の受託事業については、遅滞が生じないように、受託事業を適正に遂行する。

ただし、研修等はオンライン研修を推奨するが、委託元と十分に協議の上、適切な感染対策を講じた上で、集合研修を行うことができる。

5) 事務局勤務体制について

緊急事態宣言発令期間中は、本会の業務に支障が生じない範囲で、職員（非常勤職員を含む）が、時差出勤や在宅勤務に従事することは妨げない。在宅勤務については、事務局長は状況に応じて通常業務に支障が生じることのないよう、適切に業務内容を指示したうえ、執行状況を把握すること。また、職員が通常の就業場所で勤務する時間は、原則として20時までには制限する。

6) こうのとり通信について

2021年春号は予定通り発行するが、研修等の開催可否については随時更新ができるホームページに情報を随時掲載する。HPへの掲載とあわせて研修等の主管委員会からメーリングリスト等でも開催の可否について随時配信する。

7) 情報提供について

県民や会員等から福祉現場の状況や相談について、総合相談センター「ここねっと兵庫」及び本会ホームページ、メーリングリスト、アンケート（調査研究委員会）等から情報提供を募り、必要な支援や広報について理事会において検討を行う。

8) 今後の対応について

その他、感染状況等を把握し、本活動方針を適宜見直すとともに、Zoom等の活用や必要な対応については、すみやかに理事会で協議・決定する。